

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和6年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
本局	広島市安芸区阿戸町
本局	広島市安芸区畑賀町
本局	広島市安芸区畑賀三丁目
本局	安芸郡熊野町
本局	安芸郡熊野町萩原二丁目
廿日市支局	廿日市市吉和
東広島支局	東広島市八本松町原
呉支局	呉市音戸町田原一丁目、二丁目
呉支局	呉市焼山北二丁目
尾道支局	尾道市御調町丸河南
尾道支局	尾道市木ノ庄町市原
尾道支局	尾道市木ノ庄町木門田
尾道支局	尾道市木ノ庄町木梨
尾道支局	尾道市瀬戸田町宮原
尾道支局	尾道市瀬戸田町萩
尾道支局	尾道市瀬戸田町林
福山支局	福山市神村町
福山支局	福山市内海町
福山支局	福山市駅家町大字法成寺
福山支局	福山市芦田町大字福田
福山支局	福山市水呑町
福山支局	福山市鞆町後地
福山支局	府中市父石町
三次支局	安芸高田市高宮町川根
可部出張所	広島市安佐北区上深川町
可部出張所	広島市安佐北区可部二丁目